私は、下記の事項に相違ないことを確約のうえ、三重県畜産研究所（以下「畜産研究所」という。）との共同研究申請を行います。なお、畜産研究所が下記の事項に関して、関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して畜産研究所が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

法人等（法人、法人格を有していない団体及び個人事業主）又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者。法人格を有していない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者。個人にあっては、その者及びその者の支配人。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)暴力団員（同法第２条第６項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)暴力団関係者（暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。）

(4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者

(5)暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(6)暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年１回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）

(7)暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）

(8)暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者

令和　年　　月　　日

三重県畜産研究所長 様

　住　　所　　 （申請書記載の住所）

（ふりがな）

　代表者氏名　　（申請書記載の代表者氏名）　　　　　　　（印不要）

　生年月日　（明治・大正・昭和・平成）　　年　　　月　　　日　　　性別　（男・女）

※誓約書の記載事項のうち個人情報については、三重県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。